

標準トランクルームサービス約款

(昭和61年5月15日 運輸省告示第237号)
(改正 平成19年9月10日 国土交通省告示第1173号)

第1章 概則

(適用範囲)

第1条 この約款は、別表に掲げる物品(以下「特定物品」といいます。)の寄託であって、その保管がトランクルームサービス(特定物品の保管を恒常的に行う事業をいいます。)として行われるものに適用されます。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることができます。

(営業日時)

第2条 当社は、営業日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2 前項の営業日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(庫入れ、庫出しその他の作業)

第3条 寄託を受けた特定物品(以下「寄託物」といいます。)の庫入れ、庫出しその他の作業は、当社が行います。

(書面による意思表示)

第4条 当社は、寄託者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。

(通知・催告)

第5条 当社が寄託申込書に記載された寄託者の住所(第10条第1項の通知があった場合は、当該通知のあった住所)にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(業務上受領する金銭の利息)

第6条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息は付しません。

第2章 業約の締結等

(寄託引受けの拒絶)

第7条 当社は、次の事由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。

(1) 寄託の申込みがこの約款によらないものであるとき。
(2) 特定物品が危険品、変質又は損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品その他保管に適しない物品と認められるとき。

(3) 次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

(4) 特定物品の保管に必要な施設がないとき。

(5) 特定物品の保管に関し特別な負担を求められたとき。

(6) 特別物品の保管が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(7) その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託価額)

第8条 寄託物の寄託価額は、寄託物の寄託の申込み時における価額とします。

2 前項の規定にかかわらず、寄託者は、寄託の申込み時において、当社と協議の上、相当と認められる価額を寄託価額とすることができます。

(寄託申込書)

第9条 寄託者は、特定物品の寄託に際し、当該特定物品に関して次の事項を記載した寄託申込書と、記名押印の上、当社に提出しなければなりません。

(1) 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(2) 品名及び数量

(3) 荷造りされているときは、その荷造りの種類及び種類ごとの数量

(4) 寄託価額

(5) 保管方法を定めたときは、その方法

(6) 保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その保管又は荷役上の注意事項

(7) 引渡しを行う旨

(8) 第26条第1項の火災保険に付することを不要とするときは、その旨

(9) その他保管又は荷役に関し必要な事項

2 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため、又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するために生じた損害について、賠償の責任を負いません。

(寄託申込書の記載事項の変更等)

第10条 寄託者は、前条第1項第1号に掲げる事項若しくは寄託申込書に押印した印鑑(以下単に「印鑑」といいます。)を変更した場合又は印鑑を失った場合は、遅滞なく当社に対し通知しなければなりません。

2 寄託者は、前条第1項第2号から第9号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりません。

(契約の解除)

第11条 当社は、次の事由がある場合は、契約を解除することができます。

(1) 第7条第2号から第6号までの各号の1に該当することが明らかになったとき。
(2) 寄託者が約定のとおり寄託物の引渡しを行わないとき。

(3) 寄託者が次条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。

(4) 第13条の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

2 当社は、営業を廃止し、又は休止しようとする場合は、契約を解除することができます。この場合にあっては、解除日の3月以前にその旨を予告するものとします。

3 当社は、寄託者の申し出により寄託物について荷物証券を発行使用とする場合は、契約を解除します。

4 寄託者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合は、寄託者は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金を支払い、寄託物を引き取られなければならない。

5 当社は、第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

6 当社は、第2項の規定により契約を解除した場合であって、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第3章 寄託物の引渡し

(引渡しにおける寄託物の内容の検査)

第12条 当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。

2 当社は、寄託者の同意を求めるいとまがない、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託物の同意を得ない、寄託物の内容について検査することができます。

3 当社は、第1項の規定により検査を行った場合に立会いがなかったとき又は前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨及び検査の結果を通知します。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したことと異なるときは、検査により生じた損害についての賠償の責任を負います。

5 寄託者は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したことと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

(引渡しにおける寄託価額の変更)

第13条 当社は、寄託物の引渡しを受けに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

(受取証の交付)

第14条 当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、寄託者にその受取りを証する書面(以下「受取証」といいます。)を交付します。

2 受取証には、当社の名称、住所及び電話番号並びに第9条第1項各号の事項を記載します。

3 寄託者は、受取証を失った場合は、遅滞なく当社に対し通知しなければなりません。

4 受取証は、譲渡し、又は担保に供することができません。

第4章 寄託物の保管

(保管方法)

第15条 当社は、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま当社が定めて明示した方法により保管します。

(再寄託)

第16条 当社は、寄託物の保管に必要な施設がないことその他やむを得ない事由がある場合は、寄託者の同意を得て、当社の倉庫業者に寄託物を再寄託することができます。

ただし、同意を求めるいとまがない場合は、寄託者の同意を得ないと再寄託することができます。

2 前項ただし書きの規定により他の倉庫業者に再寄託した場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

(保管期間)

第17条 寄託物の保管期間(第11条第1項から第3項までの規定により契約を解除する場合を除き、当社が寄託者に対し解約を申し込み得ない期間をいいいます。以下同じ。)は、寄託者が寄託物を引き渡す日として算した日から起算して3ヶ月とします。

2 寄託物の保管期間は、寄託者から解約の申入れがない限り自動的に更新されます。更新後の保管期間は、3ヶ月とします。

3 当社は、次の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、保管期間の更新を拒否できます。この場合において、当社は、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告するものとします。

(1) 保管料、荷役料その他の費用、立替金又は延滞金が、当社が定めて通知した日までに支払われないとき。

(2) 次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

(3) 寄託者が第19条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。

(4) その他寄託者がこの約款に反したとき。

4 前項の事由が前項の予告の後保管期間の満了日までの間になくなった場合は、保管期間は更新されません。

5 当社が第3項の規定により更新を拒絶した場合は、保管期間の満了と同時に、当社が寄託者に対し解約を申し込み得ないものとみなします。

6 寄託者は、第3項の規定により更新を拒絶された場合は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金を支払い、当該寄託物を引き取らなければなりません。

7 当社は、第3項の規定により更新を拒絶した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

(保管中の寄託価額の変更)

第18条 寄託者は、寄託物の価額に著しい変動があった場合は、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

2 当社は、寄託物の寄託価額が不相当と認められるに至った場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

(保管中の寄託物の内容の検査)

第19条 当社は、その保管期間中、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。

2 当社は、寄託者の同意を求めるいとまがない、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められるに推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託物の内容について検査することができます。

3 当社は、第1項の規定により検査を行った場合に立会いがなかったとき又は前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨及び検査結果

を通知します。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。

5 寄託者は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

(寄託物の出し入れ、点検等)

第20条 当社の立会いのもとに、寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置を行なうことができます。この場合において、寄託者は、受取証及び印鑑を当社に提出しなければなりません。

2 当社は、寄託者が寄託物の出し入れを行なった場合は、当該出し入れによる寄託物の品名、数量及び寄託価額の変更について寄託者に申告を求めることがあります。

3 当社は、寄託者が行った寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置により、寄託物又はその梱包若しくは収納器が損傷した場合は、その旨を受取証に記載します。

4 当社は、やむを得ない場合は、寄託者が寄託物の出し入れ、点検又は保存の処置を行なう旨を記載することができます。

(保管不適寄託物の処置)

第21条 当社は、次の事由がある場合は、寄託者に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行なうようして催告することができます。

(1) 寄託物が変質、損壊若しくは他の保管物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

(2) 寄託物が倉庫又は他の保管物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

3 寄託者は、前項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行なわなければなりません。

4 寄託者は、当社が定めた期間内に前項の催告に応じない場合又は当社が催告をするいとまがない場合は、当社は、寄託物の廃棄その他の必要な処置を行なうことができます。

5 第3項の処置を行なった場合は、当社は、寄託者に対して、遅滞なくその旨を通知します。

第5章 寄託物の返還

(返還手続)

第22条 寄託者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、受取証に氏名その他必要事項を記入し、印鑑を押印した上で、これを当社に提出しなければなりません。

(返還の拒絶)

第23条 当社は、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けるまでは、返還の請求に応じないことがあります。

2 寄託者は、前項の規定による留置の期間中は、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

3 当社は、第1項の規定により返還の請求に応じない場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

(第6章 引取りのない寄託物の処置)

(引取りの請求)

第24条 当社は、第11条第4項又は第17条第6項の規定による寄託物の引取りが行われない場合は、寄託者に対して、当社が指定する日までに寄託物を引き取